

令和2年6月18日

葉山町議会議長 伊東 圭介 様

発議者	葉山町議会議員	近藤 昇一	印
	同 上	窪田 美樹	印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印
	同 上		印

議案第24号安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例に対する
修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び葉山町議会会議規則第16条第2項の
規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第 24 号 安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例に対する修正案

議案第 24 号安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例の一部を次のように修正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

(利用者の責務)

第 3 条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して海浜を利用するとともに、海浜の美化その他の良好な環境を保全し、町が行う施策に協力するよう努めるものとする。

第 4 条を次のように改める。

(町の責務)

第 4 条 町は、安全で快適な海浜の確保のため、関係機関等と協力し、次に掲げる行為の未然防止に努めるとともに、利用者に対する意識の啓発に努めなければならない。

- (1) 密集し、長時間滞在すること。
- (2) 飲酒すること。
- (3) ゴミを散乱させること。
- (4) 他の利用者を畏怖させるような刺青、タトゥーの露出をすること。
- (5) 粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他のものに不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせること。
- (6) 音響機器を利用して大音量で音声を流すこと。
- (7) バーベキュー等火気を使用すること。
- (8) 水上オートバイを指定されたエリア以外への侵入や係留すること。